

議案第49号

つくば市税条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提案する。

平成24年6月13日

つくば市長 市原 健一

つくば市税条例の一部を改正する条例

つくば市税条例（昭和62年つくば市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項ただし書中「，寡婦（寡夫）控除額」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は，平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後のつくば市税条例第27条第1項の規定は，平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し，平成25年度分までの個人の市民税については，なお従前の例による。